

【 画像診断 】

268 経管栄養・薬剤投与用カテーテル交換法時のCT撮影の算定について

《令和6年7月31日》

○ 取扱い

J043-4 経管栄養・薬剤投与用カテーテル交換法時のE200「1」CT撮影の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

J043-4 経管栄養・薬剤投与用カテーテル交換法は厚生労働省通知※に「経管栄養・薬剤投与用カテーテル交換法は、胃瘻カテーテル又は経皮経食道胃管カテーテルについて、十分に安全管理に留意し、経管栄養・薬剤投与用カテーテル交換後の確認を画像診断又は内視鏡等を用いて行った場合に限り算定する。なお、その際行われる画像診断及び内視鏡等の費用は、当該点数の算定日にのみ、1回に限り算定する。」と示されている。

カテーテル交換後の確認は、一般的に、胃内視鏡検査により胃瘻カテーテルの先端及びバルーンを直接視認することでカテーテルの胃内への挿入を確認する直接法又はカテーテル交換後、水溶性造影剤を注入し、X-P検査で胃が造影されることで胃内への挿入を確認する間接法で行うのが通例であり、CT撮影の必要性はないと考えられる。

以上のことから、J043-4 経管栄養・薬剤投与用カテーテル交換法時のE200「1」CT撮影の算定は原則として認められないと判断した。

(※) 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について